

令和 7 年 6 月 12 日 招集

令和 7 年 第 4 回 釧路市議会

# 6 月 定 例 会 議 案

釧 路 市



## 6月定例市議会議案件名

議案番号	件名	
議案第 56 号	令和7年度釧路市一般会計補正予算	5
議案第 57 号	令和7年度釧路市動物園事業特別会計補正予算	25
議案第 58 号	令和7年度釧路市下水道事業会計補正予算	31
議案第 59 号	釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第 60 号	釧路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第 61 号	釧路市税条例の一部を改正する条例	43
議案第 62 号	釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例の一部を改正する条例	49
議案第 63 号	釧路市水道事業給水条例の一部を改正する条例	51
議案第 64 号	釧路市語学指導外国青年招致に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第 65 号	財産取得の件（組立式簡易トイレ）	55
議案第 66 号	財産取得の件（釧路市立小・中・義務教育学校学習者用コンピュータ）	57
議案第 67 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市防災行政無線（同報系）部分更新整備工事）	59
議案第 68 号	工事請負契約の締結に関する件（星が浦川河川改修工事（1工区））	61
議案第 69 号	工事請負契約の締結に関する件（西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建築主体工事）	63
議案第 70 号	工事請負契約の締結に関する件（西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎電気設備工事）	69
議案第 71 号	工事請負契約の締結に関する件（西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎機械設備工事（その1））	71
議案第 72 号	工事請負契約の締結に関する件（大楽毛学園・大楽毛児童センター建築主体工事）	73
議案第 73 号	工事請負契約の締結に関する件（大楽毛学園・大楽毛児童センター電気設備工事）	81
議案第 74 号	工事請負契約の締結に関する件（音別義務教育学校建築主体工事）	83
議案第 75 号	工事請負契約の締結に関する件（音別義務教育学校電気設備工事）	89
議案第 76 号	工事請負契約の締結に関する件（音別義務教育学校管設備工事）	91

議案第 77 号	工事請負契約の締結に関する件（令和 7 年度公営住宅等解体工事（美原 団地 M3・4））	93
議案第 78 号	工事請負契約の締結に関する件（釧路市学校給食センター解体工事）	97
議案第 79 号	工事請負契約の締結に関する件（旧図書館解体工事）	101
議案第 80 号	工事請負契約の締結に関する件（旧青少年科学館解体工事）	103
議案第 81 号	区域外における公の施設の設置に関する協議の件	107
議案第 82 号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	111
報告第 2 号	専決処分報告の件（令和 7 年度釧路市下水道事業会計補正予算）	113
報告第 3 号	専決処分報告の件（釧路市税条例及び釧路市都市計画税条例の一部を改 正する条例）	119

## 令和 7 年度釧路市一般会計補正予算

令和 7 年度釧路市的一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 1 , 9 7 0 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 0 7 , 5 8 1 , 9 7 0 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

釧路市長 鶴間秀典



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	1 分 担 金	千円 637,224	千円 972	千円 638,196
14 使用料及び手数料	1 使 用 料	2,498,908	60	2,498,968
15 国庫支出金	2 国庫補助金	23,985,656	62,155	24,047,811
	3 国庫委託金	4,609,705	59,736	4,669,441
16 道 支 出 金	2 道 補 助 金	44,873	2,419	47,292
	1 道 補 助 金	6,721,175	1,279	6,722,454
18 寄 附 金	1 寄 附 金	1,032,336	1,279	1,033,615
19 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金	2,710,001	5,200	2,715,201
	1 基 金 繰 入 金	2,710,001	5,200	2,715,201
22 市 債	1 市 債	4,283,368	107,904	4,391,272
		4,265,528	107,904	4,373,432
1 市 債		8,196,300	4,400	8,200,700
		8,196,300	4,400	8,200,700
歳 入 合 計		107,400,000	181,970	107,581,970

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 9,778,238	千円 143,361	千円 9,921,599
	1 総務管理費	9,467,077	143,361	9,610,438
3 民生費		36,490,479	1,808	36,492,287
	1 社会福祉費	8,536,765	180	8,536,945
	4 生活保護費	12,118,191	1,628	12,119,819
6 農林水産業費		1,306,347	2,158	1,308,505
	1 農業費	741,022	2,158	743,180
7 商工費		3,973,676	28,818	4,002,494
	1 商工費	3,973,676	28,818	4,002,494
11 教育費		8,430,265	5,825	8,436,090
	6 社会教育費	1,960,183	5,597	1,965,780
	7 保健体育費	711,553	228	711,781
歳出合計		107,400,000	181,970	107,581,970

## 第2表 債務負担行為補正

区分	事 項	期 間	限 度 額
追 加	マーケティング戦略推進費	令和8年度	14,460 千円

## 第3表 地方債補正

区分	起債の目的	限 度 額		
		補正前	補正額	補正後
変更	大楽毛津波避難複合施設整備事業費	252,800 千円	2,200 千円	255,000 千円
	湿原展望台施設整備費	13,400	2,200	15,600
計		8,196,300	4,400	8,200,700

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総 括

### (歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分 担 金 及 び 負 担 金	637,224	972	638,196
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,498,908	60	2,498,968
15 国 庫 支 出 金	23,985,656	62,155	24,047,811
16 道 支 出 金	6,721,175	1,279	6,722,454
18 寄 附 金	2,710,001	5,200	2,715,201
19 繰 入 金	4,283,368	107,904	4,391,272
22 市 債	8,196,300	4,400	8,200,700
歳 入 合 計	107,400,000	181,970	107,581,970

### (歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	市 債	その 他	
2 総 務 費	9,778,238	143,361	9,921,599	52,455	2,200	5,060	83,646
3 民 生 費	36,490,479	1,808	36,492,287	814	0	100	894
6 農 林 水 産 業 費	1,306,347	2,158	1,308,505	1,186	0	972	0
7 商 工 費	3,973,676	28,818	4,002,494	6,560	2,200	15,698	4,360
11 教 育 費	8,430,265	5,825	8,436,090	2,419	0	0	3,406
歳 出 合 計	107,400,000	181,970	107,581,970	63,434	4,400	21,830	92,306

2. 歲入

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
13 分担金及び負担金	637,224	972	638,196			
1 分担金	31,665	972	32,637			
1 農林水産業費分担金	31,665	972	32,637	1 農業費分担金	972	国営緊急農地再編整備事業費
						972

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
14 使用料及び手数料	2,498,908	60	2,498,968			
1 使用料	1,912,293	60	1,912,353			
1 総務使用料	55,034	60	55,094	1 総務管理使用料		60 コミュニティバス使用料
						60

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
15 国庫支出金	23,985,656	62,155	24,047,811			
2 国庫補助金	4,609,705	59,736	4,669,441			
1 総務費補助金	1,148,398	52,362	1,200,760	1 総務管理費補助金	52,362	大乗毛津波避難複合施設整備事業費（率2／3、1／2）
						自治体情報システム標準化事業費（率10／10）
2 民生費補助金	445,219	814	446,033	3 生活保護費補助金	814	生活保護法施行事務費（率1／2）
4 商工費補助金	17,429	2,541	19,970	1 商工費補助金	2,541	湿原展望台施設整備費（率1／2）
9 新しい地方経済・生活環境創生交付金	67,011	4,019	71,030	1 新しい地方経済・生活環境創生交付金	4,019	新しい地方経済・生活環境創生交付金（率1／2）
3 国庫委託金	44,873	2,419	47,292			
4 教育費委託金	2,084	2,419	4,503	1 社会教育費委託金	2,419	図書館管理運営費

(単位：千円)

款項	目	補正前の額	補正額	額	計		区分	金額	説明
					節	分			
16道支出金		6,721,175	1,279	6,722,454					
2道補助金		1,032,336	1,279	1,033,615					
1総務費補助金		39,732	93	39,825	1	総務管理費補助金		93	大槻毛津波避難複合施設整備事業費(率2/3)
5農林水産業費補助金		191,577	1,186	192,763	1	農業費補助金		1,186	国営緊急農地再編整備事業費(率5.5/1.0)
									93
									1,186

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	区分		金額	説明
				区分	金額		
18 寄附金	2,710,001	5,200	2,715,201				
1 寄附金	2,710,001	5,200	2,715,201				
3 商工費寄附金	9,000	100	9,100	1 商工費寄附金		100	観光振興イベント推進費
5 総務費寄附金	0	5,000	5,000	1 総務管理費寄附金		5,000	マーケティング戦略推進費
6 民生費寄附金	0	100	100	1 社会福祉費寄附金		100	福祉基金積立金

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
19 繰入金						
2 基金繰入金	4,283,368	107,904	4,391,272			
1 財政調整基金繰入金	4,265,528	107,904	4,373,432			
3,700,000	92,306	3,792,306	1 財政調整基金 繰入金		92,306	財政調整基金繰入金 92,306
8 入湯税基金繰入金	28,998	15,598	44,596	1 入湯税基金繰 入金	15,598	入湯税基金繰入金 15,598

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
22 市債	8,196,300	4,400	8,200,700			
1 市債	8,196,300	4,400	8,200,700			
1 総務債	913,000	2,200	915,200	1 総務管理債	2,200	大槻毛津波避難複合施設整備事業費
5 商工債	21,800	2,200	24,000	1 商工債	2,200	渥原展望台施設整備費
歳入合計	107,400,000	181,970	107,581,970			

## 3. 費出

(単位：千円)

款項 目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
						区分	金額	
2 総務費	9,778,238	143,361	9,921,599	特定財源	59,715			
1 総務管理費	9,467,077	143,361	9,610,438	一般財源	83,646			
1 一般管理費	3,772,904	130,724	3,903,628	特定財源	59,715			
				「内訳」	83,646			
				国庫支出金	54,655	12 委託料	124,740	大乗毛津波避難復合施設整備事業費
				道支出金	52,362	14 工事請負費	5,984	自治体情報システム標準化事業費
				市債	93			124,740
					2,200			
				一般財源	76,069			
5 企画振興費	2,464,207	11,000	2,475,207	特定財源	5,000	7 報償費	302	マーケティング戦略推進費
				「内訳」	10 需用費			5,000
				寄附金	11 後務費			6,000
					12 委託料	3,933		地域振興基金積立金
				5,000	13 使用料及び 賃借料	200		363
				一般財源	6,000	24 積立金	6,000	マーケティング戦略推進費
7 市民活動費	242,436	1,637	244,073	特定財源	60	10 需用費	238	コミュニティバス運行事業費
				「内訳」	12 委託料	1,212		1,637
				使用料及び 手数料	17 備品購入費	187		
				一般財源	60			
					1,577			

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
3 民生費		36,490,479	1,808	36,492,287	特定財源 一般財源	914 894			
1 社会福祉費		8,536,765	180	8,536,945	特定財源 一般財源	100 80			
1 総務費		422,441	180	422,621	特定財源	100	24 積立金	180	福祉基金積立金
					〔内訳〕 寄附金	100			
4 生活保護費		12,118,191	1,628	12,119,819	特定財源 一般財源	814 814			
1 扶助費		12,118,191	1,628	12,119,819	特定財源	814	12 委託料	1,628	生活保護法施行事務費
					〔内訳〕 国庫支出金	814			
					一般財源	814			

(単位：千円)

款項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 農林水産業費	1,306,347	2,158	1,308,505	特定財源	2,158		
1 農業費	741,022	2,158	743,180	特定財源	2,158		
4 農地費	121,299	2,158	123,457	特定財源 [内訳] 分担金及び 負担金	2,158	18 負担金補助 及び交付金	2,158 国営緊急農地再編整備事業費 2,158
				道支出金	972		
					1,186		

(単位 : 千円)

款項	目	補正前の額	補正額	計	財源	内訳	節		説明
							区分	金額	
7 商工費	3,973,676	28,818	4,002,494	特定財源 一般財源	24,458 4,360				
1 商工費	3,973,676	28,818	4,002,494	特定財源 一般財源	24,458 4,360				
3 観光費	755,614	28,818	784,432	特定財源	24,458	12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	13,120	滞在体験観光促進事業費 観光振興イベント推進費 湿原展望台施設整備費	15,598 100 13,120
				〔内訳〕 国庫支出金					
				6,560					
				寄附金	100				
				繰入金	15,598				
				市債	2,200				
				一般財源	4,360				

(単位：千円)

款項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	区分		金額	説明
					区分	金額		
11 教育費	8,430,265	5,825	8,436,090	特定財源 一般財源	2,419 3,406			
6 社会教育費	1,960,183	5,597	1,965,780	特定財源 一般財源	2,419 3,178			
1 総務費	41,947	3,178	45,125	一般財源	3,178 24 積立金		3,178	文化振興基金積立金 3,178
3 図書館費	429,759	2,419	432,178	特定財源	2,419 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料		68 112 17 5 2,217	管理運営費 2,419
7 保健体育費	711,553	228	711,781	一般財源	228			
1 総務費	61,158	228	61,386	一般財源	228 24 積立金		228	スポーツ振興基金積立金 228
歳出合計	107,400,000	181,970	107,581,970	特定財源 一般財源	89,664 92,306			

# 債務負担行為に関する調書補正

区分	事項	限 度 額		負 担 額		当該年度支額 前までの支出見込額 千円	左の財源内訳 特定財源 一般財源 千円	翌年年度以降の支出予定額 特定財源 一般財源 千円
		期間	金額 千円	期間	金額 千円			
追加	マーケティング費用	令8	14,460	令8	14,460	-	-	14,460
補正前			23,418,865		23,200,451	元 金 9,131,951 割増金 110,496 計 23,214,911	6,074,998 割増金 3,665 計 6,078,663	7,993,502
補正後	合計	-	23,433,325	-	23,242,447	4,487,996	5,625,437	2,368,065
								2,382,525



令和 7 年度釧路市動物園事業特別会計補正予算

令和 7 年度釧路市の動物園事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 4 8 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 4 5 2, 7 0 2 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

釧路市長 鶴間秀典



# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業収入	4 寄附金	千円 451,854	千円 848	千円 452,702
	6 繰越金	1	60	61
		1	788	789
歳入合計		451,854	848	452,702

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 動物園事業費	1 事業費	千円 451,854	千円 848	千円 452,702
		427,964	848	428,812
歳出合計		451,854	848	452,702

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総 括

(歳 入)

項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 寄 附 金	千円 1	千円 60	千円 61
6 繰 越 金	千円 1	千円 788	千円 789
歳 入 合 計	451,854	848	452,702

(歳 出)

項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				国道支出金	市 債	そ の 他	一般財源
1 事 業 費	千円 427,964	千円 848	千円 428,812	千円 0	千円 0	千円 848	千円 0
歳 出 合 計	451,854	848	452,702	0	0	848	0

2. 歲入

(単位：千円)

款項項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 動物園事業収入	451,854	848	452,702			
4 寄附金	1	60	61			
	1 寄附金	1	60	1 動物園事業寄附金	60	動物園整備基金積立金
6 繰越金	1	788	789			
	1 繰越金	1	788	1 繰越金	788	繰越金
歳入合計	451,854	848	452,702			

## 3. 岐出

(単位：千円)

款項 目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 動物園事業費	451,854	848	452,702	特定財源	848		
1 事業費	427,964	848	428,812	特定財源	848		
1 管理費	427,964	848	428,812	特定財源	848	積立金	848 動物園整備基金積立金
				[内訳] 寄附金 繰越金	60		
					788		
岐出合計	451,854	848	452,702	特定財源	848		

令和7年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度釧路市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(2) 主要な建設改良事業

ウ ポンプ場整備 3か所

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条本文なお書中「2,500千円」を「28,000千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収			入
第1款 下水道事業収益	7,388,336千円	25,578千円	7,413,914千円
第2項 営業外収益	2,059,954千円	25,578千円	2,085,532千円
支			出
第1款 下水道事業費用	6,669,416千円	75,221千円	6,744,637千円
第1項 営業費用	6,364,995千円	51,156千円	6,416,151千円
第2項 営業外費用	304,421千円	24,065千円	328,486千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「150,449千円」を「124,059千円」に、「1,813,544千円」を「1,814,313千円」に、「362,171千円」を「387,792千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
取 入			
第1款 資本的収入	2,990,235千円	△637,000千円	2,353,235千円
第1項 企 業 債	1,697,600千円	△290,300千円	1,407,300千円
第2項 国 庫 補 助 金	1,263,011千円	△346,700千円	916,311千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,316,399千円	△637,000千円	4,679,399千円
第1項 建設改良費	3,117,615千円	△637,000千円	2,480,615千円
(債務負担行為)			

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分		事 項	期 間	限 度 額
廃止	補正前	旭町ポンプ場整備事業費	令和8年度	67,000千円
	補正後		—	—
変更	補正前	古川終末処理場整備事業費	令和8年度	651,000千円
	補正後			426,000千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起債の目的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
変更	下水道建設事業費	千円 1,697,600	千円 △290,300	千円 1,407,300
	下水道事業債 (大規模下水道管路特別重点調査事業)	2,500	25,500	28,000
	計	1,700,100	△264,800	1,435,300

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

令和7年度鉄路市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 下水道事業収益			7,388,336	25,578	7,413,914		
2 営業外収益			2,059,954	25,578	2,085,532		

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 下水道事業費用			6,669,416	75,221	6,744,637		
2 営業外費用			6,364,995	51,156	6,416,151		

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 下水道事業費用			790,447	51,156	841,603	委託料	51,156
2 営業外費用			304,421	24,065	328,486		

1 管渠費	2 消費税及び地方消費税	35,686	24,065	59,751	消費税及び地方消費税	24,065
-------	--------------	--------	--------	--------	------------	--------

資本的収入及び支出  
収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的収入	1 企 業 債		2,990,235 1,697,600	△ 637,000 △ 290,300	2,353,235 1,407,300		
	1 企 業 債		1,697,600	△ 290,300	1,407,300	建設企業債	△ 290,300
	2 国庫補助金		1,263,011	△ 346,700	916,311	公共下水道補助事業	△ 290,300
	1 国庫補助金		1,263,011	△ 346,700	916,311	公共下水道事業	△ 346,700
						処理場	△ 346,700

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的支出	1 建設改良費		5,316,399 3,117,615	△ 637,000 △ 637,000	4,679,399 2,480,615		
	2 整 備 費		2,947,800	△ 637,000	2,310,800	公共下水道整備事業費	△ 637,000
						補助事業費	△ 637,000
						区分	工事内容
						古川 最終 処理場	プロワ水処理設備更新 (建築・機械・電気)
						旭町ポンプ場	低圧動力設備更新 (電気)

# 令和7年度釧路市下水道事業予定キャッシュ・フロー－計算書補正

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)  
(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	545,218	
減価償却費	3,468,258	
固定資産除却費	23,022	
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,980	
賞与引当金の増減額(△は減少)	3,153	
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	552	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 4,911	
長期前受金戻入額	△ 1,678,408	
資本費繰入収益	△ 262,515	
受取利息	△ 2	
支払利息	267,735	
未収金の増減額(△は増加)	△ 144,343	
未払金の増減額(△は減少)	102,548	
預り金の増減額(△は減少)	△ 1,000	
小計	2,321,287	
利息の受取額	2	
利息の支払額	△ 267,735	
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,053,554	
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 3,739,790	
国庫補助金等による収入	1,245,409	
国庫補助金の返還による支出	△ 3,790	
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	329,392	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,168,779	
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	1,000,000	
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000	
建設改良費等の財源による収入	1,783,000	
建設改良費等の財源による支出	△ 2,194,994	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 411,994	
4 資金減少額	527,219	
5 資金期首残高	2,088,272	
6 資金期末残高	1,561,053	

正 調 書 準 備 担 行 為 に 關 す る

区分	事項	限度額	負担額	當該年度支払義務額				翌年度支生義定額				左の財源内訳				
				前年度末までの支払義務額見込	期間	金額	下水道収益	企業償金	国補助金	車庫	他会計補助金、受益者負担金及び内部留保資金	期間	金額	下水道収益	企業償金	国補助金
廢止	補正前 旭町ポンプ場費 業事備整	67,000	千円	67,000	—	—	—	—	—	—	—	67,000	千円	67,000	千円	0
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
変更	補正前 古川終末処理場費 業事備整	651,000	千円	651,000	—	—	—	—	—	—	—	651,000	千円	651,000	千円	0
		426,000	千円	426,000	—	—	—	—	—	—	—	426,000	千円	426,000	千円	0
補正前	合計	6,770,077	千円	6,480,552	—	4,487,716	1,274,836	1,144,836	130,000	0	0	718,000	千円	718,000	千円	0
		6,478,077	千円	6,188,552	—	—	—	—	—	—	—	426,000	千円	426,000	千円	0

## 正表对照表借定予業事道水市下鉗度7年和命令

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

部の産

固 定 資 產	有 形 固 定 資 產	減 償 儲	減 儲	繩 長 期		繩 長 期	繩 長 期	繩 長 期	繩 長 期
				資 產	計 額		前 受 金	收 益	化 累
	190,145,769	△ 113,764,556		76,381,213					
有形固定資產合計				76,381,213					
						96,614,109			
						△ 61,669,091			
							34,945,018		

部 ①

部 ①

固定負債	19,041,241	19,041,241	19,393,320
企業債			
建設改良費等の財源に充てたための企業債			
引当金	352,079	352,079	
退職給付引当金			
引当金			
固定負債合計			
流动負債			
その他資本剰余金	26,777	26,777	
資本剰余金合計	3,552,778	3,552,778	
利減債積立金	11,533,250	11,533,250	
建設改良積立金	2,000,000	2,000,000	
当年度未処分利益剰余金	2,983,615	2,983,615	
利益剰余金合計			
剰余金合計			
資本合計			
負債資本合計			
利減債積立金合計			
2,353,256			
20,069,643			
78,736,222			

元 (一九二九年正月期)	企業債合計	2,249,648
未引当金	760,643	
引當金		
實付引當金	28,227	
法定福利費引當金	5,585	
引當金合計		33,812
預り		525
流动負債合計		<b>3,044,628</b>



釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年釧路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1第23項中「24,000円」を「27,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、投票事務従事者の報酬額の上限を引き上げたく、本案を提出するものである。



議案第 60 号

釧路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

釧路市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に、「旅費法」を「旧旅費法」に改め、同条第 2 項中「旅費法」を「旧旅費法」に改める。

別表第 3 中「旅費法」を「旧旅費法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 6 月 12 日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、外国旅費について所要の規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。



## 釧路市税条例の一部を改正する条例

釧路市税条例（平成17年釧路市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「して行う」を「し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第32条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第33条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「）若しくは」を「）、」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第91条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第91条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用

を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第92条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第33条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第19条及び第32条第4項の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の釧路市税条例（以下「新条例」という。）

第19条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の釧路市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前

に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、釧路市税条例第91条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第93条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 釧路市税条例第93条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正及び規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

1 個人の市民税関係

所得割の納税義務者が特定親族（納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、当該特定親族の前年の合計所得金額に応じ、当該所得割の納税義務者の前年の総所得金額等から一定の控除額を控除する特定親族特別控除の創設に伴い、規定の整備をすること。（第33条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係）

## 2 市たばこ税関係

加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、見直しを行うこと。（附則第16条の2の2関係）

## 3 その他

- (1) 公示送達に関し、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等について定めること。（第19条関係）
- (2) その他引用条項等の規定の整備をすること。

釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例の一部を改  
正する条例

釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例（令和元年釧路市条例  
第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「音別駅」を「白糠駅」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(5) 白糠町の区域内で乗車し、かつ、降車する者

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

釧路市音別地区コミュニティバスの路線に係る運行区間を延長することに  
伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。



釧路市水道事業給水条例の一部を改正する条例

釧路市水道事業給水条例（平成17年釧路市条例第282号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項の表を次のように改める。

用途	メーターの口径	基本料金（1か月につき）		従量料金（1立方メートルにつき）
		基本水量	金額	
家事用	—	—	1,573円	8立方メートルまで 14.44円 8立方メートルを超える分 238.23円
業務用	13ミリメートル	8立方メートルまで	1,909円	基本水量を超える分 339.94円
	20ミリメートル		2,530円	
	25ミリメートル		3,820円	
	40ミリメートル		10,678円	
	50ミリメートル		25,604円	
	75ミリメートル		42,735円	
	100ミリメートル		66,248円	
	150ミリメートル		136,223円	
	200ミリメートル		192,625円	
浴場用	—	80立方メートルまで	2,724円	基本水量を超える分 45.72円
臨時用	1立方メートルにつき	637.53円		

第27条の2第2項第1号中「290.62円」を「326.08円」に改め、同項第2号中「278.26円」を「312.21円」に改め、同項第3号中「265.90円」を「298.34円」に改め、同項第4号中「253.55円」を「284.48円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第27条第1項及び第27条の2第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用分に係る水道料金について適用し、施行日前の使用分に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から継続している水道の使用に係る水道料金で施行日以後初めて算定するものについては、各日の使用水量を均等とみなして算定する。

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

水道事業の健全な運営を図るため、水道料金を改定いたしたく、本案を提出するものである。

## 議案第64号

### 釧路市語学指導外国青年招致に関する条例の一部を改正する条例

釧路市語学指導外国青年招致に関する条例（平成17年釧路市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第3条中「35万円」を「36万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

##### （報酬の内扱）

2 改正後の釧路市語学指導外国青年招致に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の釧路市語学指導外国青年招致に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、新条例の規定による報酬の内扱とみなす。

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

##### （説明）

語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者に係る報酬額の基準を勘案し、本市における語学指導等を行う外国青年の報酬額の上限について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものである。



## 財産取得の件

市は、次のとおり財産を取得する。

### 記

1 取得する財産の表示 組立式簡易トイレ 450台  
2 取得金額 74,562,840円  
3 契約の方法 指名競争入札  
4 取得先 釧路市北大通8丁目1番地  
株式会社山一佐藤紙店  
代表取締役 佐藤公一郎

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

### (説明)

避難所環境整備事業に伴う組立式簡易トイレの取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、組立式簡易トイレの仕様概要は、次のとおりである。

1 本体重量 19kg  
2 テント展開寸法 幅 1,200mm  
奥行き 1,200mm  
高さ 1,900mm  
3 トイレ展開寸法 幅 840mm  
奥行き 680mm  
高さ 740mm  
4 附属品 マンホールシャーター、コンクリート・アスファル

ト兼用アンカー、プレート固定アンカー、土・砂用  
アンカー、テント用ショルダー式収納袋

(参考)

釧路市財産条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第2条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 財産取得の件

市は、次のとおり財産を取得する。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 取得する財産の表示 | 釧路市立小・中・義務教育学校学習者用コンピュータ 3,777台                    |
| 2 取得金額      | 1,838,454,755円                                     |
| 3 契約の方法     | 一者随意契約   |
| 4 取得先       | 札幌市中央区大通西14丁目7番地<br>東日本電信電話株式会社<br>執行役員北海道事業部長 島津泰 |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

### (説明)

市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する学習者用コンピュータの取得に関し、釧路市財産条例第2条の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、学習者用コンピュータの仕様概要は、次のとおりである。

- |                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 1 C P U        | MediaTek Kompanio 520 (2GHz) |
| 2 主記憶装置（メモリ）   | 4 GB                         |
| 3 内蔵ハードディスク    | 32 GB                        |
| 4 オペレーティングシステム | ChromeOS                     |
| 5 画面           | 11.6インチ タッチパネル               |
| 6 形状           | コンバーチブル型                     |

7 附属品 画面保護フィルム

工事請負契約の締結に関する件

釧路市防災行政無線（同報系）部分更新整備工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 釧路市防災行政無線（同報系）部分更新整備工事  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 319,000,000円  |
| 4 契約の相手方 | 釧路市星が浦大通1丁目7番1号<br>サンエス・マツダ・北電特定共同企業体<br>代表者 サンエス電気通信株式会社<br>代表取締役 宮田昌利 |
| 5 工期     | 契約の日から令和8年3月18日まで   |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

釧路市防災行政無線（同報系）部分更新整備工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- 1 親局設備更新整備工事  
親局設備（1局）
- 2 中継局設備更新整備工事

中継局設備（3局）

3 再送信子局設備更新整備工事

再送信子局設備（5局）

4 遠隔制御装置設備更新整備工事

遠隔制御装置設備（4台）

5 屋外拡声子局設備更新整備工事

屋外拡声子局設備（1局）

（参考）

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

（議会の議決）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

工事請負契約の締結に関する件

星が浦川河川改修工事（1工区）に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的   | 星が浦川河川改修工事（1工区）  |
| 2 契 約 の 方 法   | 一般競争入札   |
| 3 契 約 金 額     | 207,350,000円   |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 釧路市入江町4番10号<br>三ツ輪・沢田・坂野特定共同企業体<br>代表者 三ツ輪建設工業株式会社<br>代表取締役 高橋政史 |
| 5 工 期         | 契約の日から令和8年3月25日まで  |

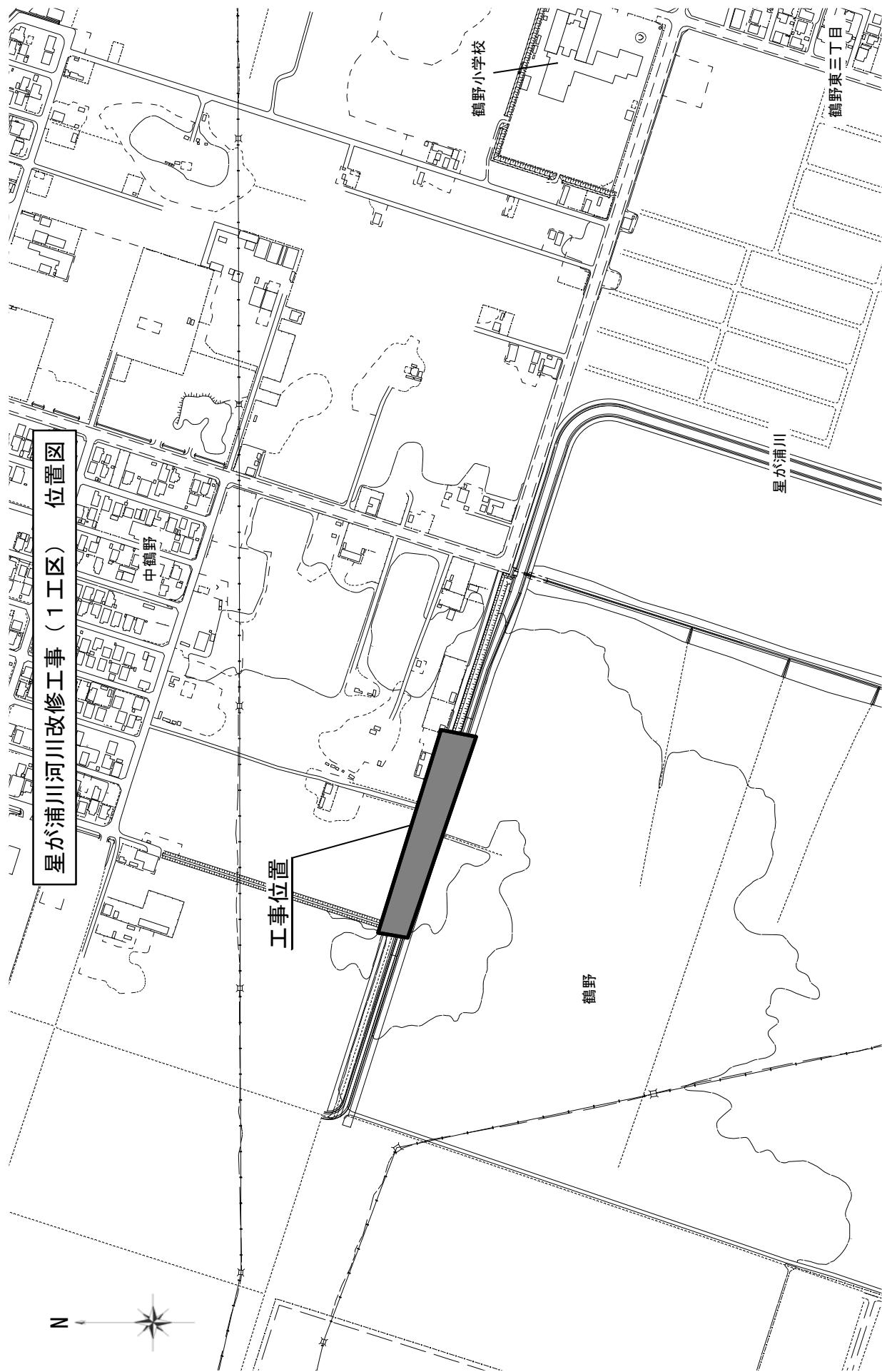
令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

星が浦川河川改修工事（1工区）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。  
なお、工事の概要は、次のとおりである。

- |                   |                                      |                      |
|-------------------|--------------------------------------|----------------------|
| 1 準用河川星が浦川の河川改修工事 |                                      |                      |
| (1) 護 岸 工         | 大型積ブロック護岸（両岸）                        | 241.17m              |
| (2) 河川土工          | 掘削土量                                 | 5,900 m <sup>3</sup> |
| (3) その他の附帯工事      |                                      |                      |
| 2 工事位置            | 釧路市鶴野58番6248のうち、6249、6250のうち、6256のうち |                      |



工事請負契約の締結に関する件

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

1 契約の目的	西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎 建築主体工事
2 契約の方法	一般競争入札
3 契約金額	1,022,780,000円
4 契約の相手方	釧路市住之江町12番17号 村井・新太平洋・向陽特定共同企業体 代表者 村井建設株式会社 代表取締役 村井剛大
5 工期	契約の日から令和9年8月31日まで

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 建築工事

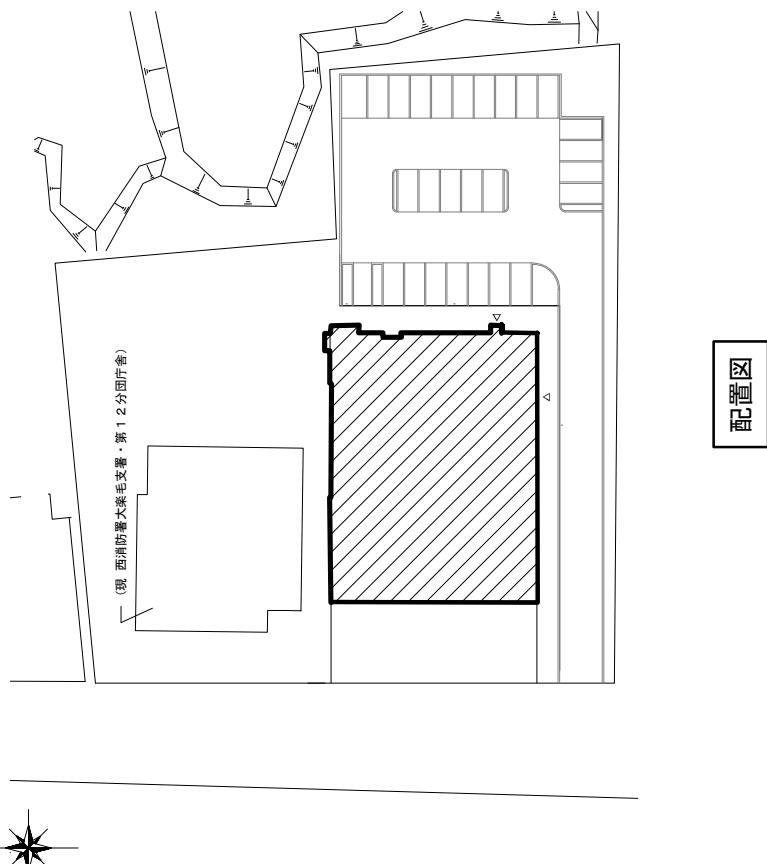
鉄筋コンクリート造4階建

延べ面積 2,125.36 m<sup>2</sup>

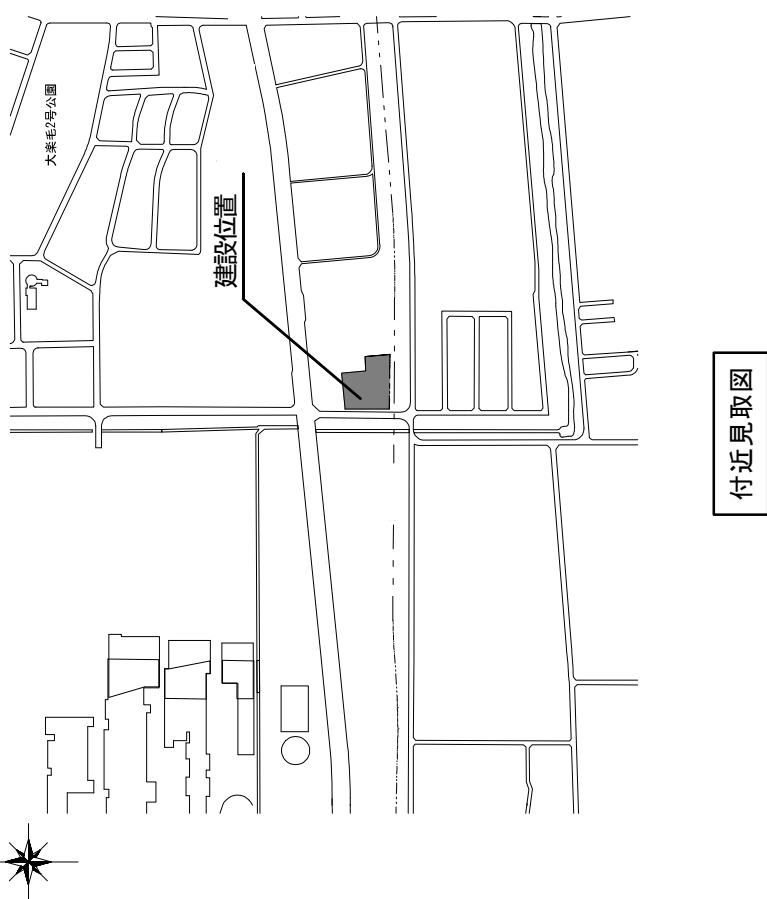
1階床面積	7 2 9 . 1 3 m <sup>2</sup>
2階床面積	4 3 3 . 3 3 m <sup>2</sup>
3階床面積	7 2 2 . 2 3 m <sup>2</sup>
4階床面積	2 4 0 . 6 7 m <sup>2</sup>

風除室（2）、前室（4）、バリアフリートイレ（2）、便所（8）、  
 収納（2）、消防隊仮眠室（7）、脱衣室（2）、浴室（2）、シャ  
 ワー室、洗濯乾燥室、消防車庫、危険物庫、給油口室、工作室・倉庫、  
 資機材乾燥室、防火衣ロッカー室、ホース収納庫、ホース乾燥塔、分  
 団事務室、更衣室（2）、分団倉庫、分団車庫、消防事務室、トレ  
 ニング室、食堂、厨房、タイヤ置場、書庫、物品庫、プロア室、避  
 難場所（A）、避難場所（B）、避難場所（C）、避難場所（D）、  
 汚物庫（2）、備蓄庫（3）、授乳室、オイルタンク室（2）、機械  
 室、無線機室・地域インターネット交換機室、ホース巻上機械室、電  
 気室・発電機室

- 2 建築位置 釧路市大楽毛2丁目4番1のうち  
 3 別途工事 電気設備工事、機械設備工事、外構工事



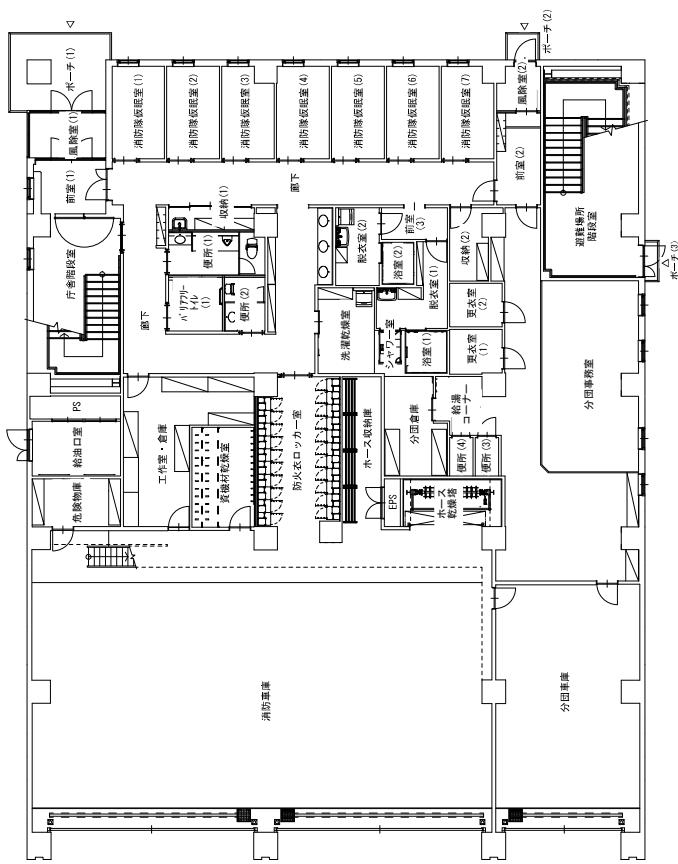
配置図



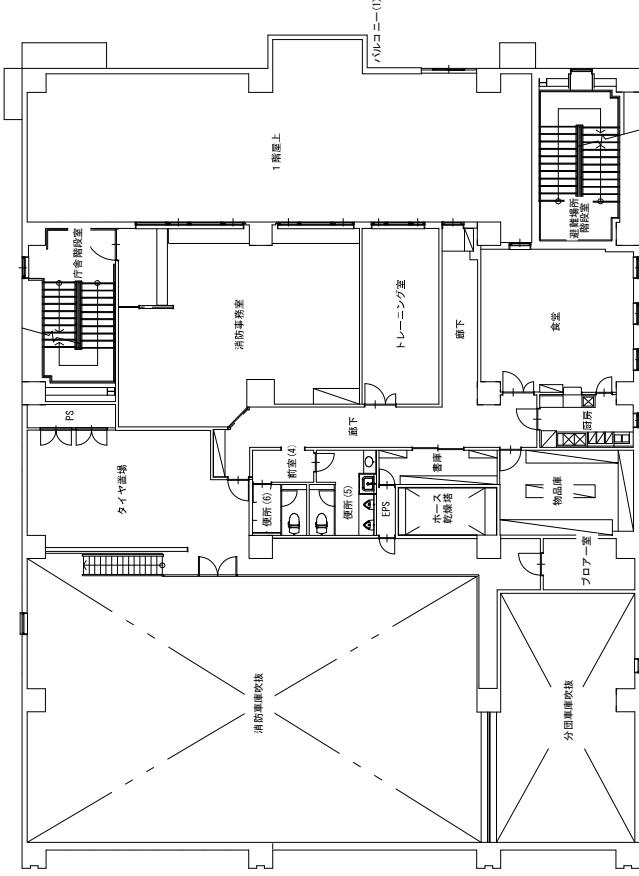
付近見取図

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎 建築主体工事

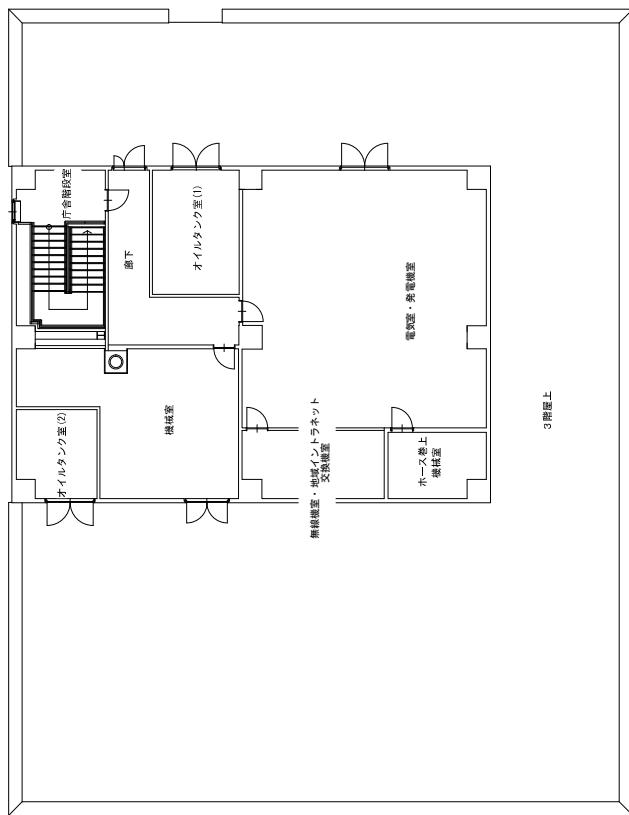
## 西消防署大樂毛支署・第12分団庁舎建築主体工事



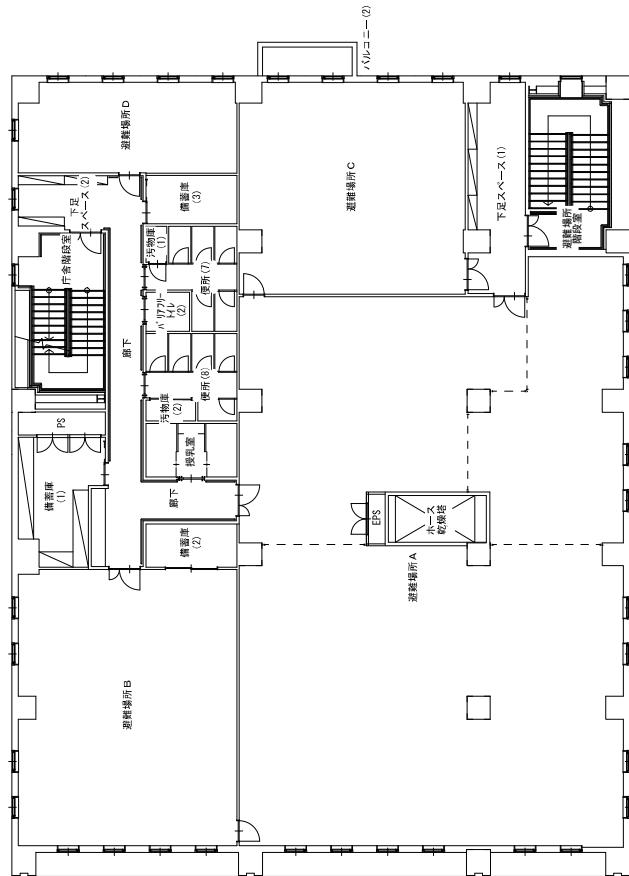
1 階平面図



## 2階平面図



4階平面図



3階平面図

西消防署大堀支署・第12分団庁舎 建築主体工事



工事請負契約の締結に関する件

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎電気設備工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

1 契約の目的	西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎 電気設備工事
2 契約の方法	一般競争入札
3 契約金額	226,050,000円
4 契約の相手方	釧路市材木町9番30号 マツダ・北電特定共同企業体 代表者 マツダ電気株式会社 代表取締役 松田有律香
5 工期	契約の日から令和9年8月31日まで

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎電気設備工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- (1) 電灯設備工事 一式
- (2) 動力設備工事 一式
- (3) 受変電設備工事 一式

(4) 電熱設備工事	一式
(5) 発電設備工事	一式
(6) 太陽光発電設備工事	一式
(7) 構内情報通信網設備工事	一式
(8) 構内交換設備工事	一式
(9) 拡声設備工事	一式
(10) 誘導支援設備工事	一式
(11) テレビ共同受信設備工事	一式
(12) 監視カメラ設備工事	一式
(13) 火災報知設備工事	一式
(14) 構内配電線路設備工事	一式
(15) 構内通信線路設備工事	一式
(16) 署所通信設備工事	一式

工事請負契約の締結に関する件

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎機械設備工事（その1）に関し、次により請負契約を締結する。

記

1 契約の目的	西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎 機械設備工事（その1）
2 契約の方法	一般競争入札
3 契約金額	160,600,000円
4 契約の相手方	釧路市春採5丁目16番17号 太平洋設備株式会社 代表取締役 小茄子川 充
5 工期	契約の日から令和9年8月31日まで

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎機械設備工事（その1）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- (1) 暖房設備工事 一式
- (2) 給油設備工事 一式
- (3) 自動制御設備工事 一式



工事請負契約の締結に関する件

大楽毛学園・大楽毛児童センター建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

1 契 約 の 目 的	大楽毛学園・大楽毛児童センター建築主体工事
2 契 約 の 方 法	一般競争入札
3 契 約 金 額	1,532,300,000円
4 契 約 の 相 手 方	釧路市若松町6番2号 坂野・葵・丸彦渡辺特定共同企業体 代表者 坂野建設株式会社 代表取締役 坂野賀孝
5 工 期	契約の日から令和9年12月10日まで

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

大楽毛学園・大楽毛児童センター建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 増築工事

(1) 増築棟

鉄筋コンクリート造3階PH1階建

延べ面積 2,057.24m<sup>2</sup>

1 階床面積	6 7 5 . 0 8 m <sup>2</sup>
2 階床面積	6 7 5 . 0 8 m <sup>2</sup>
3 階床面積	6 7 5 . 0 8 m <sup>2</sup>
P H 階床面積	3 2 . 0 0 m <sup>2</sup>

風除室（3）、事務室、静養室、放課後児童クラブ室、図書室（2）、集会室、備品庫、物品庫（6）、便所（8）、バリアフリートイレ（4）、清掃用具庫、遊戯室、器具庫（2）、収納庫、交流室、生徒会室、特別支援教室（4）、多目的室、サブアリーナ

（2）渡り廊下棟

鉄骨造 3 階建

延べ面積	4 9 . 9 2 m <sup>2</sup>
1 階床面積	1 6 . 6 4 m <sup>2</sup>
2 階床面積	1 6 . 6 4 m <sup>2</sup>
3 階床面積	1 6 . 6 4 m <sup>2</sup>

（3）物置棟

鉄骨造平家建

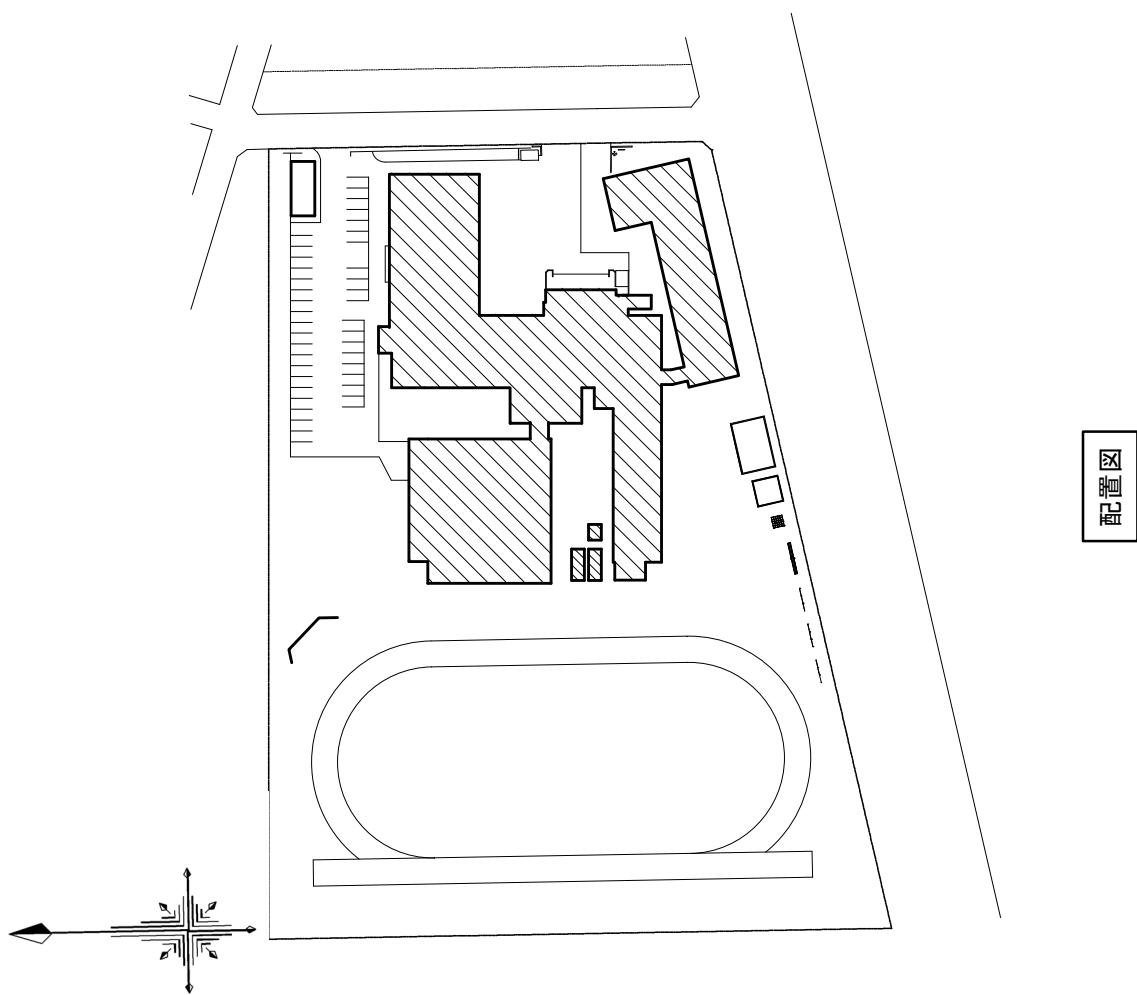
延べ面積	5 2 . 6 7 m <sup>2</sup>
------	--------------------------

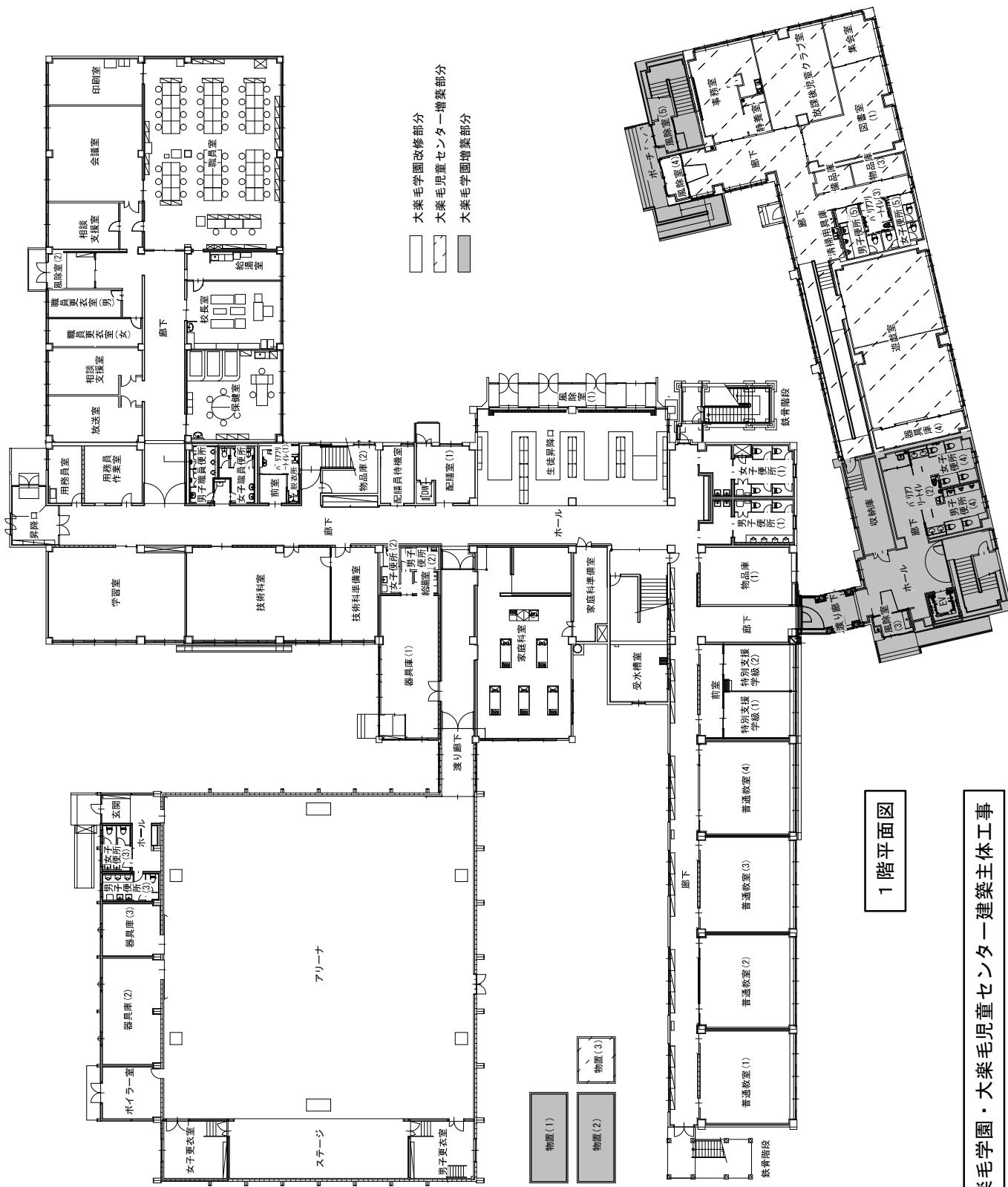
2 改修工事

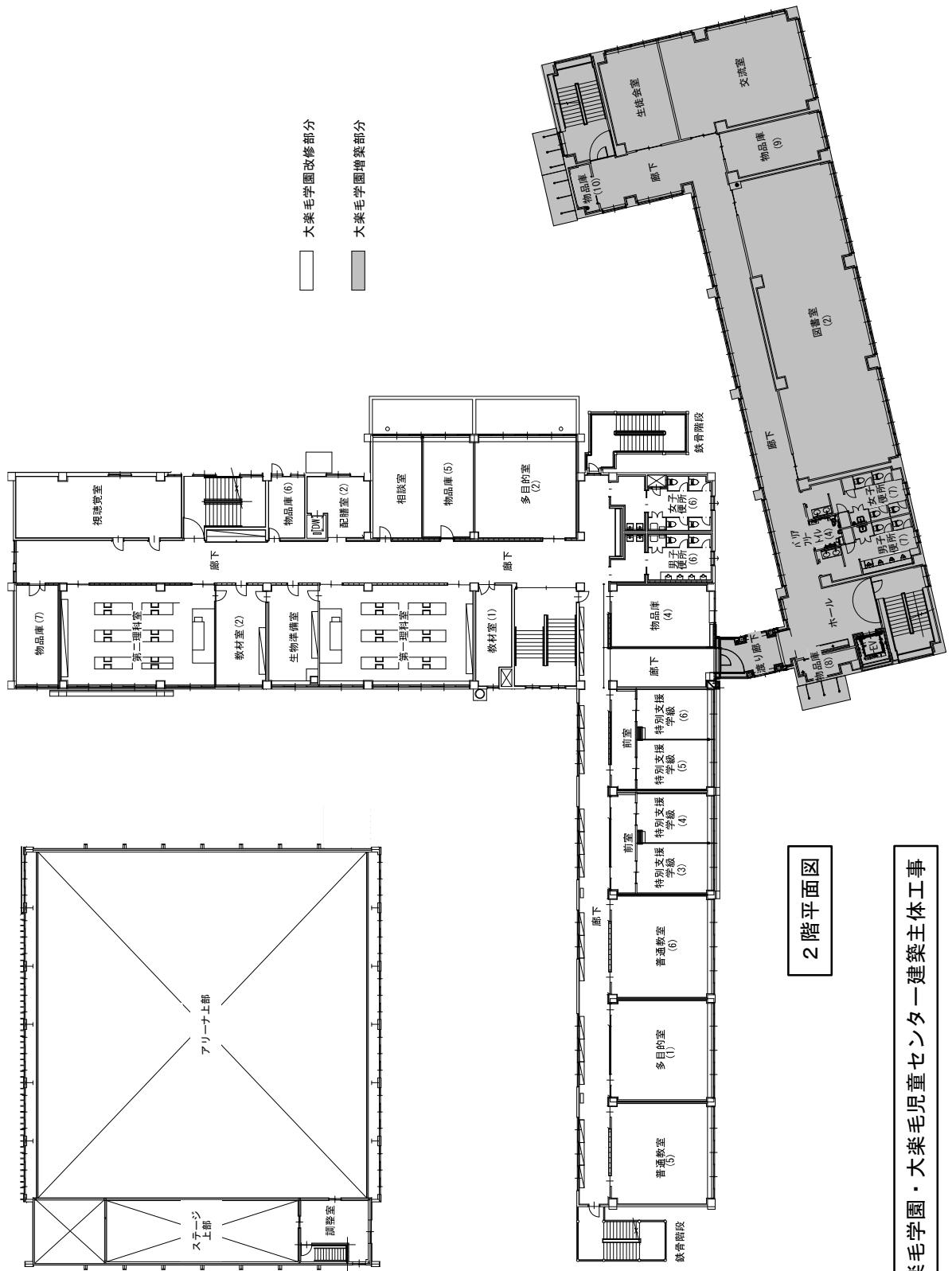
間仕切り改修、バスケットゴール改修

3 所 在 地 釧路市大楽毛1丁目10番1号

4 別途工事 電気設備工事、管設備工事

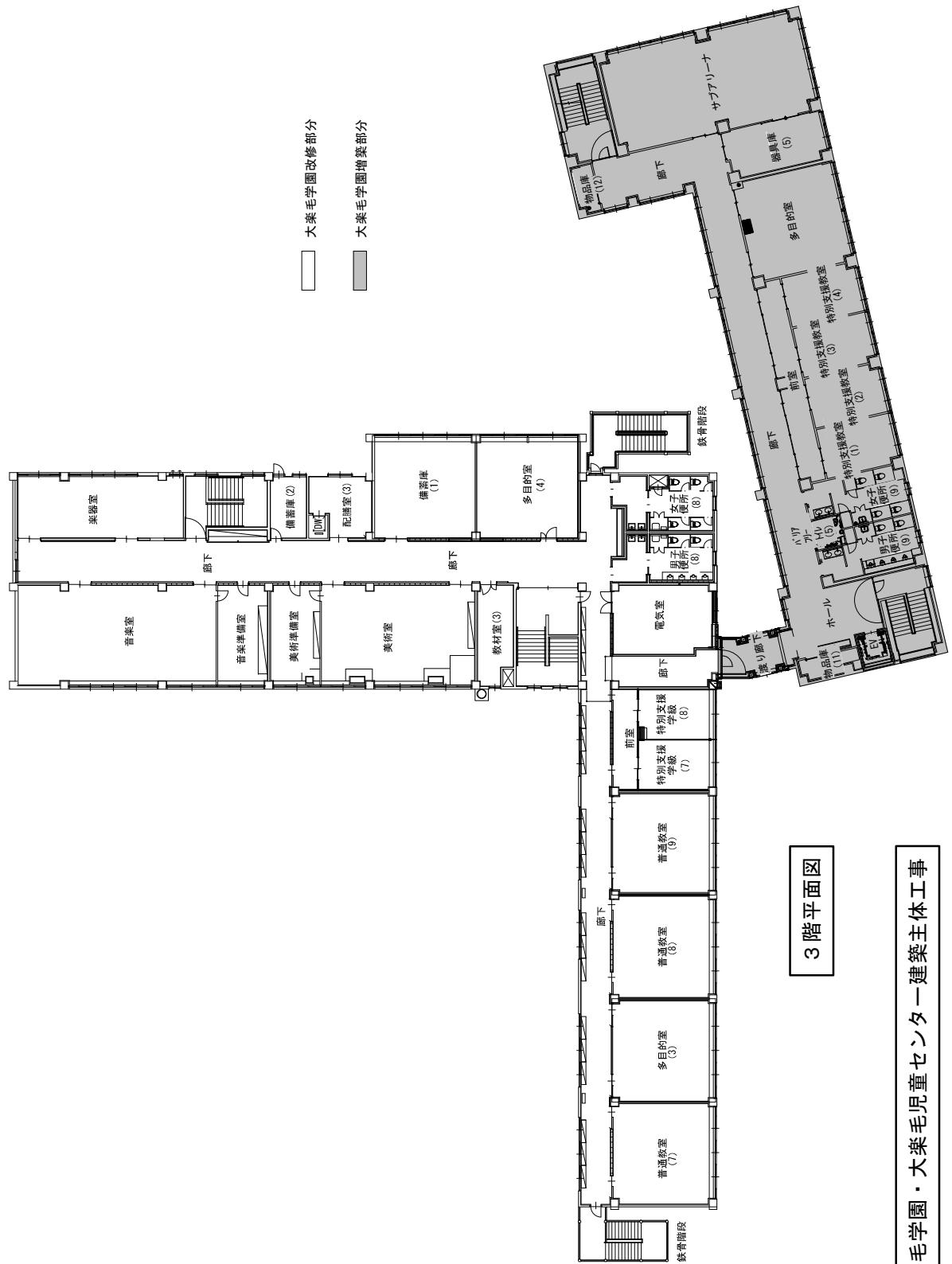


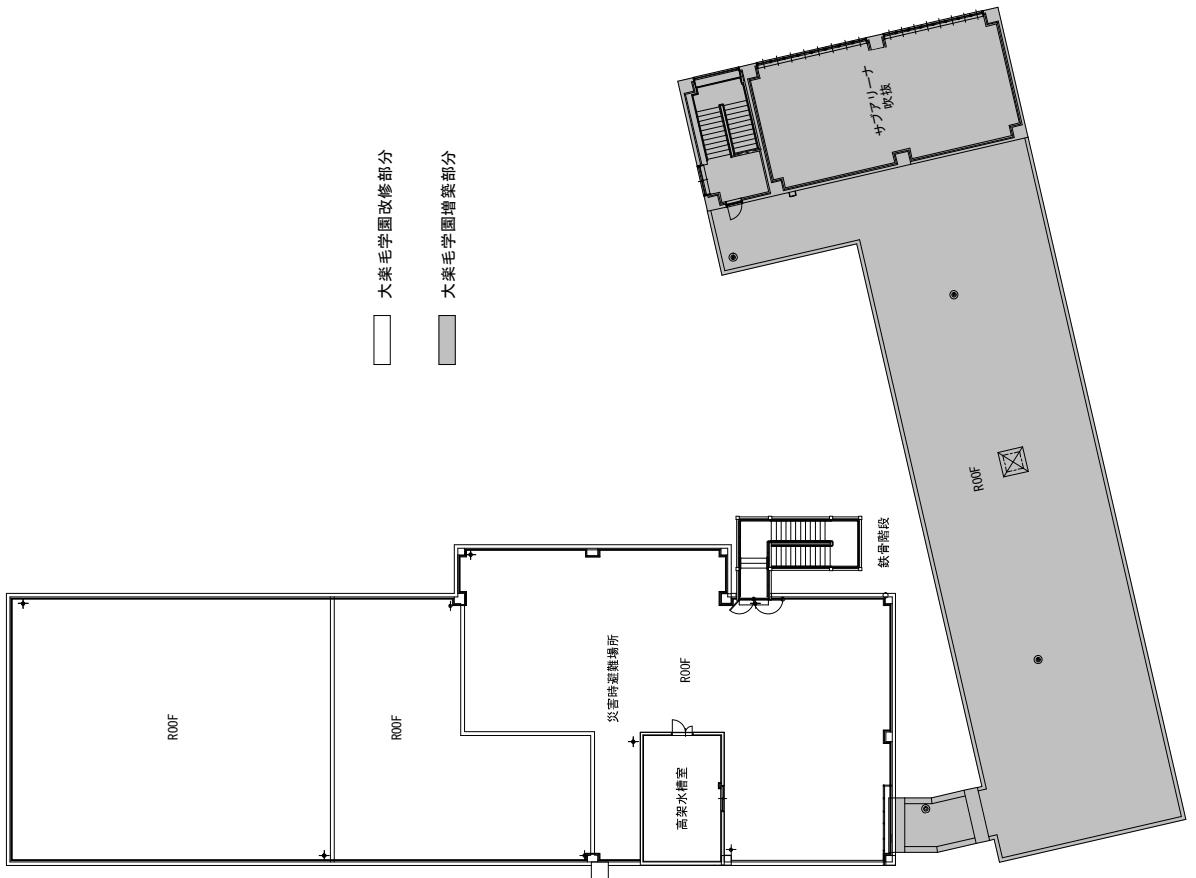




2階平面図

## 大楽毛学園・大楽毛児童センター建築主体工事





PH階平面図

大楽毛学園・大楽毛児童センター建築主体工事



工事請負契約の締結に関する件

大楽毛学園・大楽毛児童センター電気設備工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

1 契 約 の 目 的	大楽毛学園・大楽毛児童センター電気設備工事
2 契 約 の 方 法	一般競争入札
3 契 約 金 額	159,500,000円
4 契 約 の 相 手 方	釧路市入江町6番9号 共成・釧路電工特定共同企業体 代表者 共成電気株式会社 代表取締役 青 田 博 文
5 工 期	契約の日から令和9年12月10日まで

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

大楽毛学園・大楽毛児童センター電気設備工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 増築棟	
(1) 幹線設備工事	一式
(2) 電灯設備工事	一式
(3) 動力設備工事	一式

- (4) 受変電設備工事 一式
- (5) 構内情報通信網設備工事 一式
- (6) 火災報知設備工事 一式

## 2 改修棟

- (1) 幹線設備工事 一式
- (2) 電灯設備工事 一式
- (3) 動力設備工事 一式
- (4) 受変電設備工事 一式
- (5) 構内情報通信網設備工事 一式
- (6) 火災報知設備工事 一式
- (7) 防火戸設備工事 一式

工事請負契約の締結に関する件

音別義務教育学校建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 音別義務教育学校建築主体工事   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 1,317,800,000円   |
| 4 契約の相手方 | 釧路市住之江町2番7号<br>タカオ・松井・萬木特定共同企業体<br>代表者 タカオ工業株式会社<br>代表取締役 池田 優 |
| 5 工期     | 契約の日から令和8年9月30日まで  |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

音別義務教育学校建築主体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 増築工事

(1) 校舎棟

鉄筋コンクリート造2階建

延べ面積 1,254.60 m<sup>2</sup>

1階床面積 627.30 m<sup>2</sup>

2階床面積 627.30 m<sup>2</sup>

普通教室（9）、特別支援教室（4）、配膳室（2）、便所（4）、  
バリアフリートイレ（2）、物品庫（4）

（2）屋内体育館棟

鉄骨造平家建

延べ面積 40.00 m<sup>2</sup>

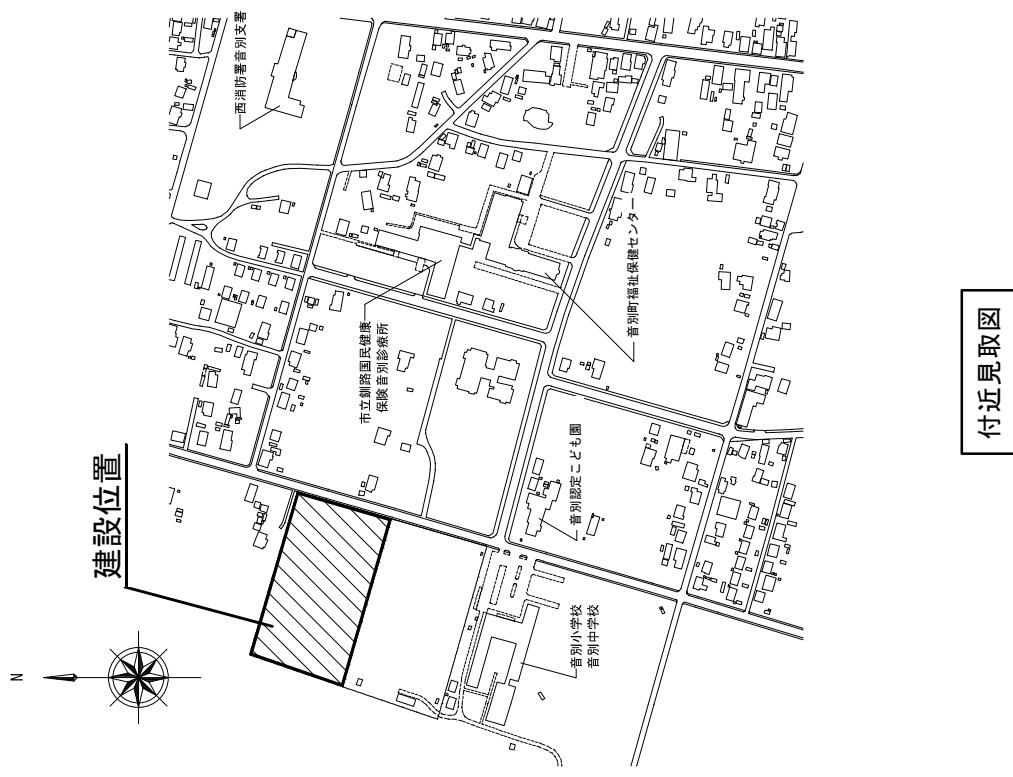
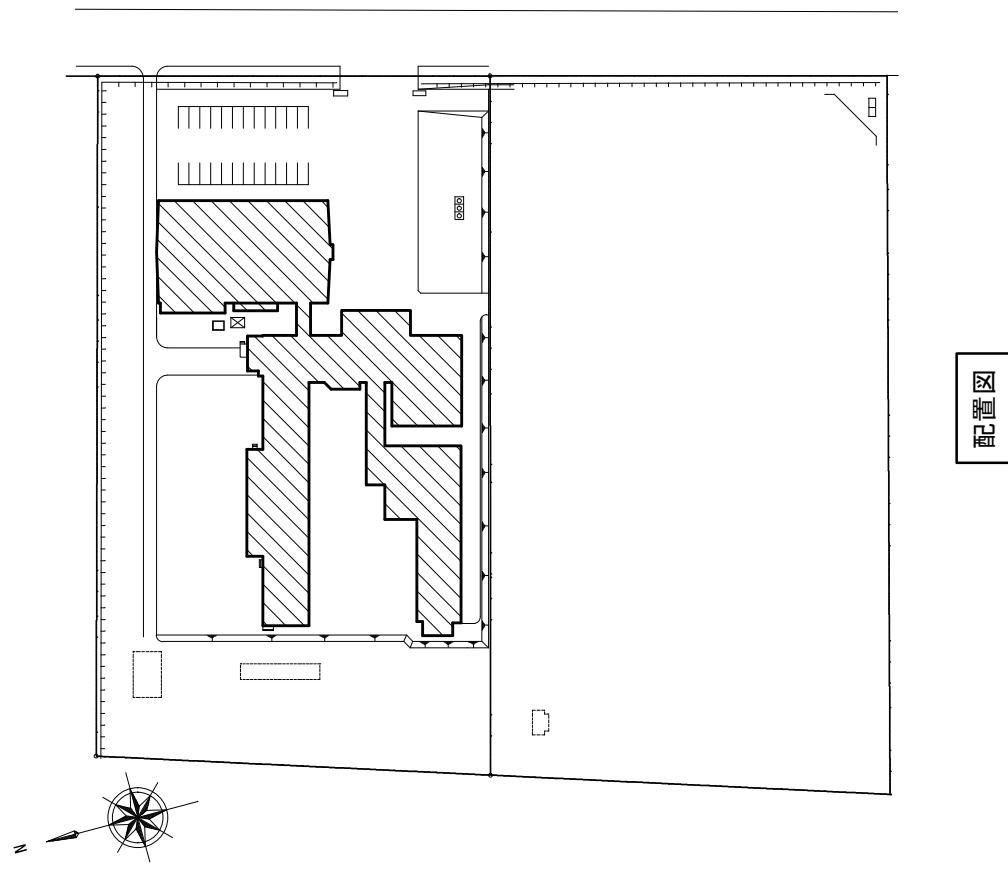
器具庫

2 改修工事

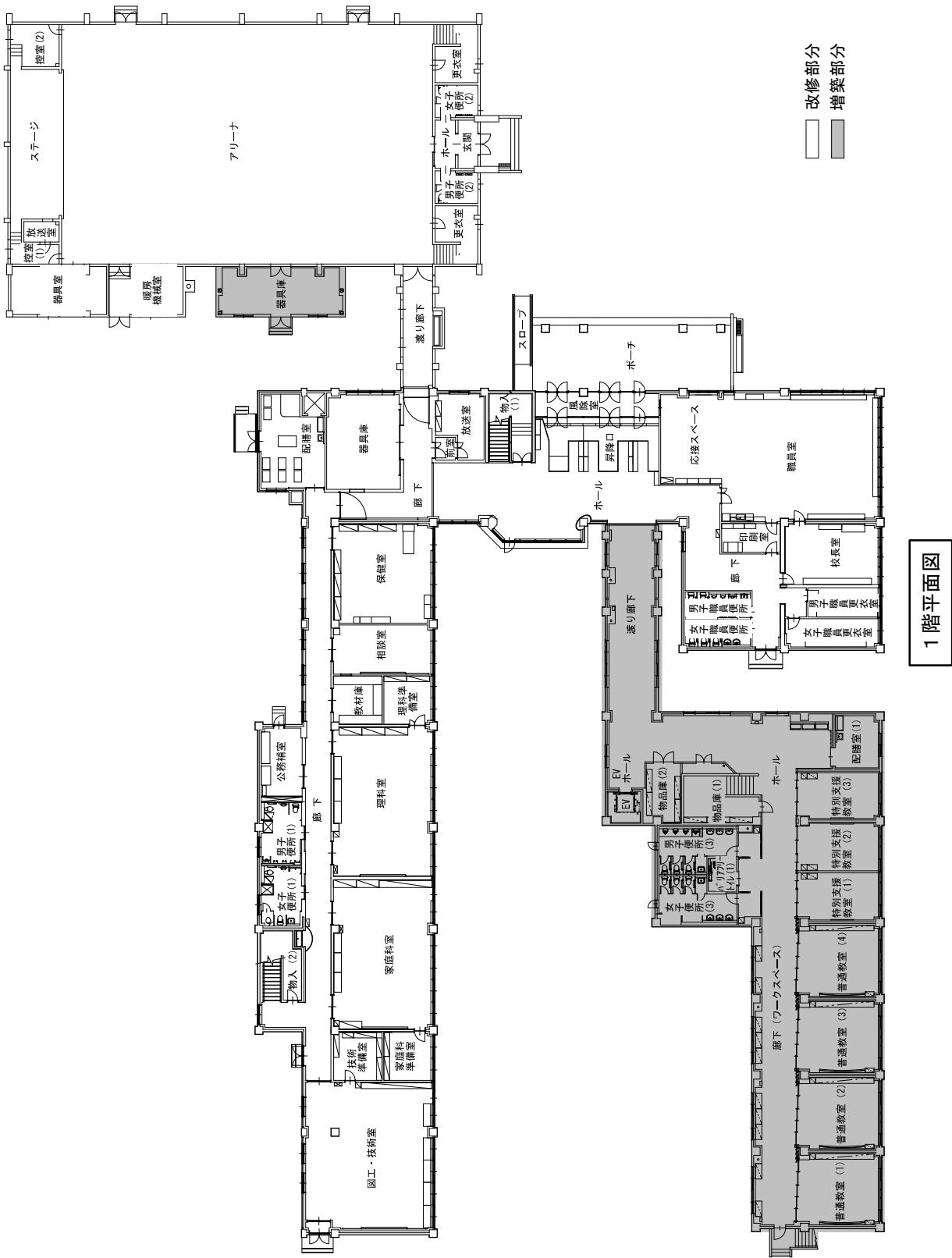
外壁塗装、サッシ改修、屋上防水改修、間仕切り改修、バスケットゴール改修

3 所在地 釧路市音別町中園2丁目2番地

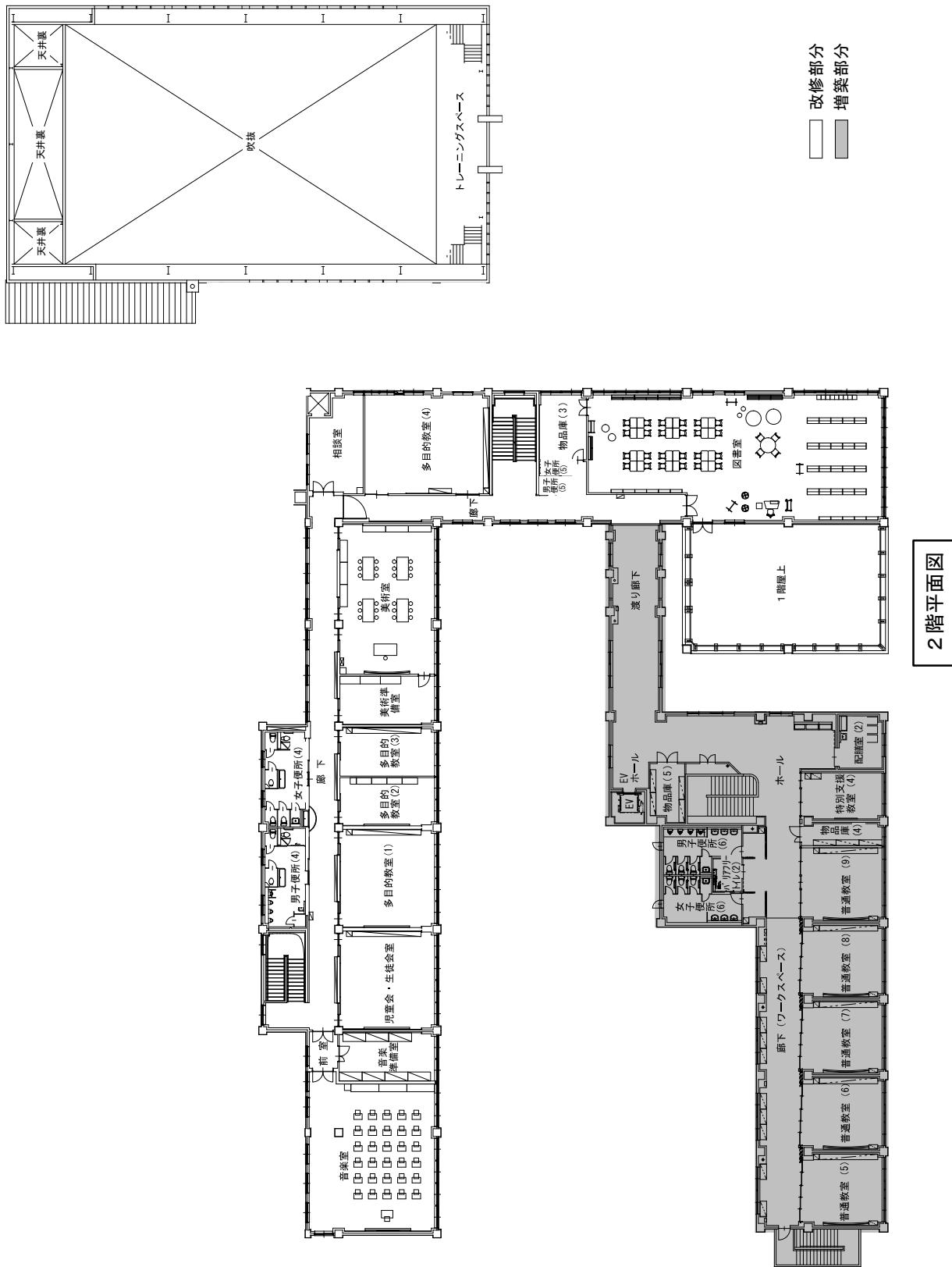
4 別途工事 電気設備工事、管設備工事



音別義務教育学校建築主体工事



音別義務教育学校建築主体工事



事工主体建築學校教育義務別音



工事請負契約の締結に関する件

音別義務教育学校電気設備工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 音別義務教育学校電気設備工事  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 228,360,000円  |
| 4 契約の相手方 | 釧路市入江町8番19号<br>東興・三東特定共同企業体<br>代表者 株式会社東興電気工業<br>代表取締役 東堂光春 |
| 5 工期     | 契約の日から令和8年9月30日まで   |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

音別義務教育学校電気設備工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 増築棟           |    |
| (1) 幹線設備工事      | 一式 |
| (2) 電灯設備工事      | 一式 |
| (3) 動力設備工事      | 一式 |
| (4) 受変電設備工事     | 一式 |
| (5) 構内情報通信網設備工事 | 一式 |

(6) 火災報知設備工事	一式
2 改修棟	
(1) 電灯設備工事	一式
(2) 幹線設備工事	一式
(3) 動力設備工事	一式
(4) 受変電設備工事	一式
(5) 構内情報通信網設備工事	一式
(6) 火災報知設備工事	一式
(7) 防火戸設備工事	一式

工事請負契約の締結に関する件

音別義務教育学校管設備工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 音別義務教育学校管設備工事  |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 148,940,000円   |
| 4 契約の相手方 | 釧路市鳥取大通3丁目21番27号<br>大同・山田特定共同企業体<br>代表者 大同工業株式会社<br>代表取締役 板井 進 |
| 5 工期     | 契約の日から令和8年9月30日まで  |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

音別義務教育学校管設備工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

- |                |    |
|----------------|----|
| 1 増築棟          |    |
| (1) 給水設備工事     | 一式 |
| (2) 排水設備工事     | 一式 |
| (3) 給湯設備工事     | 一式 |
| (4) 衛生器具設備工事   | 一式 |
| (5) プロパンガス設備工事 | 一式 |

- (6) 消火設備工事 一式
- (7) 暖房設備工事 一式
- (8) 換氣設備工事 一式

## 2 改修棟

- (1) 給水設備工事 一式
- (2) 排水設備工事 一式
- (3) 給湯設備工事 一式
- (4) 衛生器具設備工事 一式
- (5) プロパンガス設備工事 一式
- (6) 消火設備工事 一式
- (7) 暖房設備工事 一式
- (8) 換氣設備工事 一式

工事請負契約の締結に関する件

令和 7 年度公営住宅等解体工事（美原団地 M3・4）に関し、次により請負契約を締結する。

記

1 契 約 の 目 的	令和 7 年度公営住宅等解体工事（美原団地 M3・4）
2 契 約 の 方 法	一般競争入札
3 契 約 金 額	182,600,000 円
4 契 約 の 相 手 方	釧路市住之江町 2 番 7 号 タカオ工業株式会社 代表取締役 池 田 優
5 工 期	契約の日から令和 8 年 3 月 10 日まで

令和 7 年 6 月 12 日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

令和 7 年度公営住宅等解体工事（美原団地 M3・4）に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 解体工事

(1) 美原公営住宅 M3

鉄筋コンクリート造 5 階建

1 棟 50 戸

延べ面積 3, 205.84 m<sup>2</sup>

(2) 美原公営住宅M4 及び美原寡婦住宅M4

鉄筋コンクリート造 5階建

1棟 30戸

延べ面積 1, 774.07 m<sup>2</sup>

2 解体位置 鍛路市美原2丁目6番



位置図

令和7年度公営住宅等解体工事（美原団地M3・4）



工事請負契約の締結に関する件

釧路市学校給食センター解体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的   | 釧路市学校給食センター解体工事   |
| 2 契 約 の 方 法   | 一般競争入札  |
| 3 契 約 金 額     | 239,800,000円  |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 釧路市材木町15番17号<br>葵・北東特定共同企業体<br>代表者 葵建設株式会社<br>代表取締役社長 大水 賢一 |
| 5 工 期         | 契約の日から令和8年2月27日まで   |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

釧路市学校給食センター解体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。  
なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 解体工事

(1) 旧釧路市小学校給食センター

鉄骨造一部木造2階建

延べ面積 1,590.22 m<sup>2</sup>

(2) 旧釧路市中学校給食センター

鉄骨造2階建

延べ面積 1, 359.12 m<sup>2</sup>

(3) 排水処理施設 (1)

鉄筋コンクリート造平家建

延べ面積 7.55 m<sup>2</sup>

(4) 排水処理施設 (2)

コンクリートブロック造平家建

延べ面積 24.75 m<sup>2</sup>

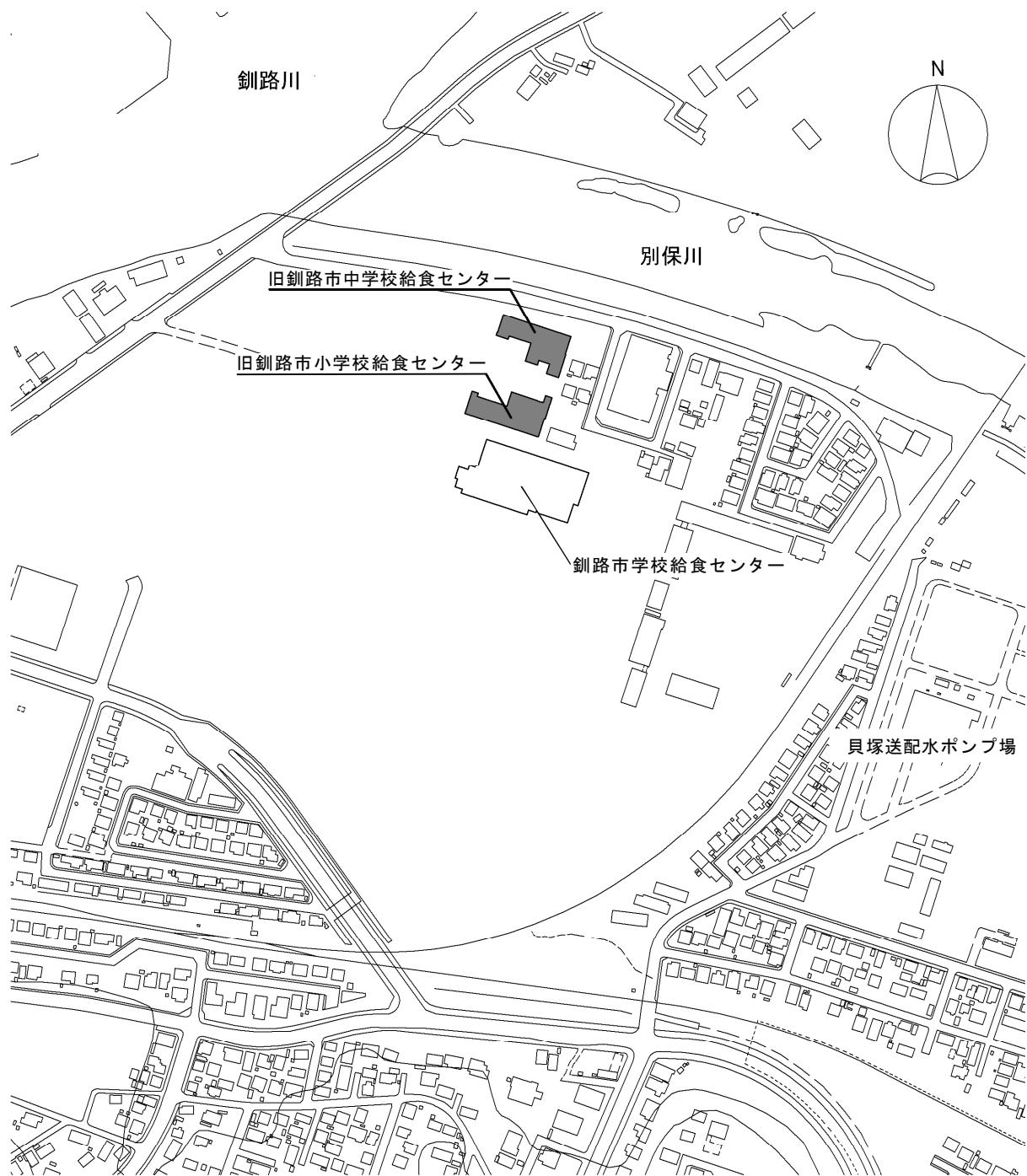
(5) プロパン庫

コンクリートブロック造平家建

延べ面積 14.89 m<sup>2</sup>

2 解体位置 鈴鹿市貝塚3丁目7番22号

3 別途工事 外構工事



位置図

釧路市学校給食センター解体工事



工事請負契約の締結に関する件

旧図書館解体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的   | 旧図書館解体工事   |
| 2 契 約 の 方 法   | 一般競争入札   |
| 3 契 約 金 額     | 215,050,000円   |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 釧路市春採6丁目1番5号<br>宮脇・浅利特定共同企業体<br>代表者 宮脇土建株式会社<br>代表取締役 濁沼英一 |
| 5 工 期         | 契約の日から令和8年3月18日まで  |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

旧図書館解体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 解体工事

鉄筋コンクリート造地下1階地上4階PH1階建  
延べ面積 3,028.36m<sup>2</sup>

2 解体位置 釧路市幣舞町4番6号



旧図書館解体工事

工事請負契約の締結に関する件

旧青少年科学館解体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的   | 旧青少年科学館解体工事                            |
| 2 契 約 の 方 法   | 一般競争入札                                 |
| 3 契 約 金 額     | 152,900,000円                           |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 釧路市住之江町8番7号<br>萬木建設株式会社<br>代表取締役 漆 崎 要 |
| 5 工 期         | 契約の日から令和8年3月12日まで                      |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

旧青少年科学館解体工事に関し、議会の議決に付すべき契約に関する条例  
第2条の規定により議決を得たく、本案を提出するものである。

なお、工事の概要は、次のとおりである。

1 解体工事

(1) 旧青少年科学館

鉄筋コンクリート造2階建PH2階建

延べ面積 2,086.58m<sup>2</sup>

(2) 収蔵庫

木造平家建

延べ面積 63.18m<sup>2</sup>

2 解体位置 釧路市春湖台1番7号



位置図

旧青少年科学館解体工事



区域外における公の施設の設置に関する協議の件

市は、白糠町に公の施設を設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3の規定に基づき、次のとおり白糠町と協議する。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 設置する公の施設 | 釧路市音別地区コミュニティバス   |
| 2 設置の目的    | 音別地区（合併（平成17年10月11日の3市町の合併をいう。）前の音別町の区域をいう。）における地域住民の交通手段を確保するため  |
| 3 設置の場所    | 白糠郡白糠町東1条南1丁目300番地1から<br>釧路市音別町との境界までの道道白糠停車場線<br>及び国道38号沿線<br>(別紙図面参照)   |
| 4 使用の条件    | 釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する<br>条例（令和元年釧路市条例第18号）及び釧路<br>市音別地区コミュニティバス事業に関する条例<br>施行規則（令和元年釧路市規則第9号）の定め<br>るところによる。ただし、白糠町の区域内で乗<br>車し、かつ、降車する者は使用できないものと<br>する。 |
| 5 経費の負担    | この公の施設の運行に要する経費は、釧路市が<br>負担するものとする。   |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

釧路市音別地区コミュニティバスに係る運行区間の起点を白糠駅とともに伴い、白糠町の区域内に公の施設を設置するため、同町と協議することについて、地方自治法第244条の3の規定に基づき議決を得たく、本案を提出するものである。

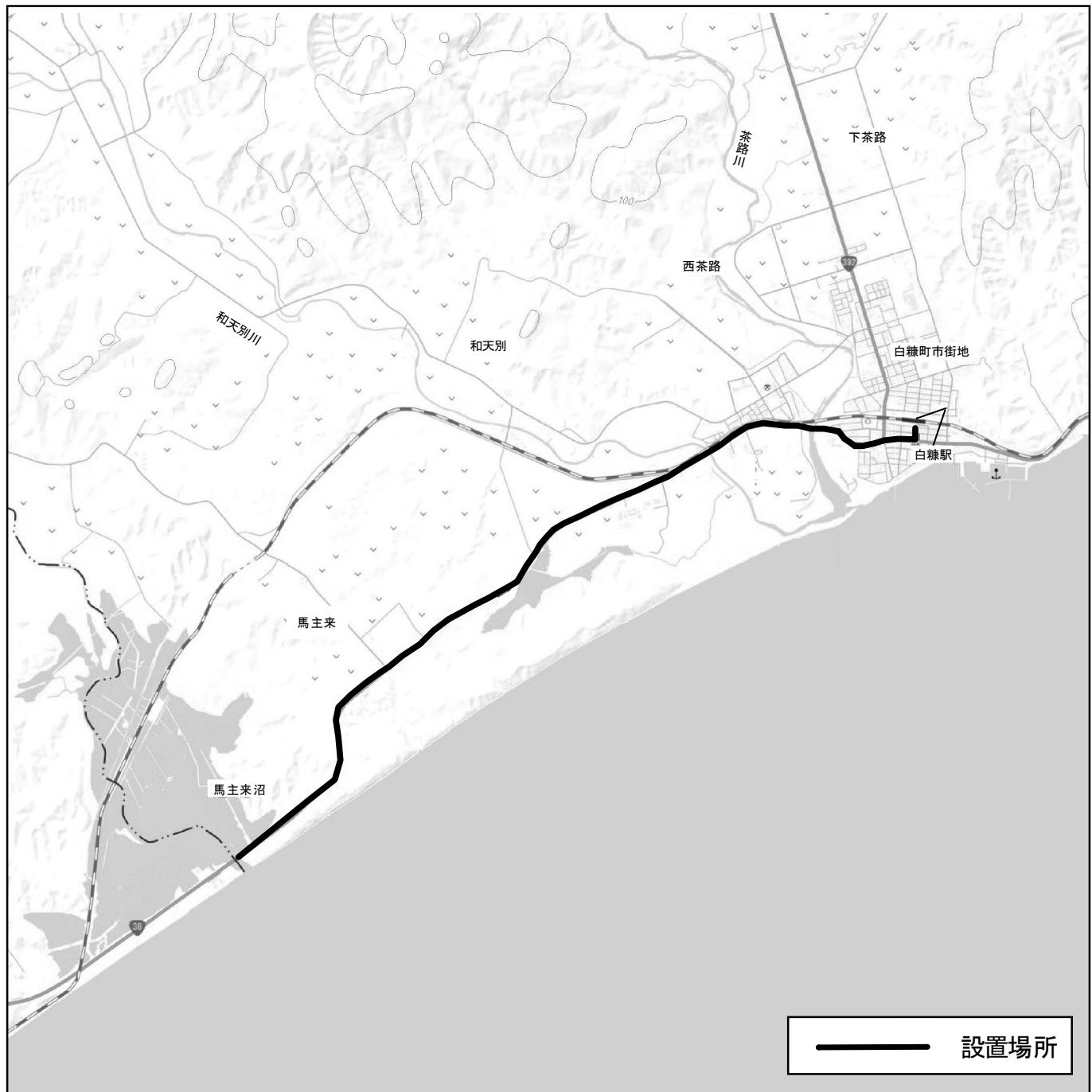
(参考)

地方自治法抜粋

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 釧路市音別地区コミュニティバス路線設置場所





議案第82号

固定資産評価員の選任について同意を求める件

次の者を、釧路市固定資産評価員に選任いたしたいので、議会の同意を得たい。

記

氏名

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

(参考)

地方税法抜粋

(固定資産評価員の設置)

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者うちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

(以下略)



## 報告第2号

### 専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

#### 記

#### 令和7年度釧路市下水道事業会計補正予算

（別記）

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

下水道管路の緊急調査に要する経費について、ここに報告のとおり専決処分をしたので承認を求めて、本案を提出するものである。

（参考）

#### 地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。（ただし書 略）  
(2項 略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。  
(4項 略)

(別 記)

## 令和 7 年度釧路市下水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度釧路市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 7 年度釧路市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条本文に、「なお、営業費用中管渠費の財源に充てるため、下水道事業債（大規模下水管路特別重点調査事業）2,500千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	7,385,836千円	2,500千円	7,388,336千円
第 2 項 営業外収益	2,057,454千円	2,500千円	2,059,954千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	6,664,643千円	4,773千円	6,669,416千円
第 1 項 営業費用	6,359,995千円	5,000千円	6,364,995千円
第 2 項 営業外費用	304,648千円	△227千円	304,421千円

(企業債)

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の目的及び限度額を、次のとおり補正する。

区 分	起 債 の 目 的	限 度 額		
		既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
追 加	下水道事業債 (大規模下水管路特別重点調査事業)	千円 0	千円 2,500	千円 2,500
	計	1,697,600	2,500	1,700,100

令和7年度鉄路市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			7,385,836	2,500	7,388,336	
2 営業外収益			2,057,454	2,500	2,059,954	

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,664,643	4,773	6,669,416	
2 営業外費用			6,359,995	5,000	6,364,995	

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			785,447	5,000	790,447	委託料
2 営業外費用			304,648	△ 227	304,421	

2,500

大規模下水道管路特別重点  
調査等事業補助金

2,500

# 令和7年度鉄路市下水道事業予定キャッシュ・フロー一計算書補正

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)  
(間接法により作成)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー							
当年度純利益	568,471						
減価償却費	3,468,258						
固定資産除却費	23,022						
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 8,584						
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,531						
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	786						
賃倒引当金の増減額(△は減少)	△ 4,911						
長期前受金戻入額	△ 1,678,408						
資本費繰入収益	△ 262,515						
受取利息	△ 2						
支払利息	267,735						
未収金の増減額(△は増加)	28,701						
未払金の増減額(△は減少)	△ 24,895						
預り金の増減額(△は減少)	△ 1,000						
小計	2,378,189						
利息の受取額	2						
利息の支払額	△ 267,735						
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,110,456						
2 投資活動によるキャッシュ・フロー							
有形固定資産の取得による支出	△ 3,410,808						
国庫補助金等による収入	1,502,608						
国庫補助金の返還による支出	△ 3,790						
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	66,884						
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,845,106						
3 財務活動によるキャッシュ・フロー							
一時借り入れによる収入	1,000,000						
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000						
建設改良費等の財源による収入	1,955,500						
建設改良費等の財源に充てたための企業債の償還による支出	△ 2,194,994						
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 239,494						
4 資金増加額	25,856						
5 資金期首残高	1,401,728						
6 資金期末残高	1,427,584						

## 令和 7 年度 鉄路市下水道事業予定貸借対照表補正

(令和 8 年 3 月 31 日)

(単位 千円)

資 産 の 部		資 本 の 部		資 債 の 部	
固定資産		繰延受益金		剩余金	
有形固定資産	191,385,832	97,127,594		資本	
減価償却累計額	△ 113,830,493	△ 61,657,275		受贈財産評価額	
有形固定資産合計	77,555,339	<u><u>35,470,319</u></u>		国庫補助金	
投資その他の資産				道補助金	
投資その他の資産合計				一般会計負担金	
固定資産合計	8,609	<u><u>58,467,500</u></u>		一般会計補助金	
流动資産		<u><u>77,563,948</u></u>		工事負担金	
現金預金	1,427,584			その他資本剩余金	
未賃金	828,611			資本剩余金合計	
倒引当金	△ 40,611	788,000			3,552,778
流动資産合計		<u><u>2,215,584</u></u>			
		<u><u>79,779,532</u></u>			
固定負債				利益剰余金	
企業債				利減債積立金	
建設改良費等の財源に充てるための企業債				建設改良債積立金	
企業債合計				当年度未処分利益剰余金	
引当金	19,616,340			利益剰余金合計	
退職給付引当金				剩余金合計	
引当金合計				資本	
固定負債合計				負債	
流动負債				資本合計	
企業	2,249,648				
建設改良費等の財源に充てるための企業債					
企業債合計					
未引当金	2,249,648				
引当金	744,817				
預り金	485				
流动負債合計	<u><u>3,028,762</u></u>				



## 専 決 処 分 報 告 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

### 記

#### 釧路市税条例及び釧路市都市計画税条例の一部を改正する条例

##### （釧路市税条例の一部改正）

第1条 釧路市税条例（平成17年釧路市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第81条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中エをオとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項中「運転免許証」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された障害者若しくは生計を一にする者若しくは介護者の運転免許証又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前2項」を「第2項又は前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項第5号中「定格出力」の次に「（第81条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次

に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するためには必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

（釧路市都市計画税条例の一部改正）

第2条 釧路市都市計画税条例（平成17年釧路市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第17項中「第34項若しくは第42項」を「第33項若しくは第41項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の釧路市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第81条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 第2条の規定による改正後の釧路市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

（説明）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正及び規定の整備をする専決処分をしたので承認を求めて、本案を提出するものである。

なお、主な改正点は、次のとおりである。

## 1 固定資産税関係

大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置に関し、適用の手続を簡素化したこと。（市税条例附則第10条の3関係）

## 2 軽自動車税関係

(1) 原動機付自転車のうち、2輪のもので一定の基準を満たすものに係る種別割の税率を2,000円としたこと。（市税条例第81条関係）

(2) 種別割の減免申請に関し、運転免許証に代えて免許情報記録個人番号カードを提示することができることとしたこと。（市税条例第89条関

係)

3 その他引用条項等の規定の整備をしたこと。



